

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	学校給食費無償化等制度 対象者：高崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に在籍する児童生徒 ただし、生活保護の認定により、学校給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外。 内 容：・学校給食費の無償化 ・食物アレルギーなどやむを得ない事情により長期に給食を欠食した場合、補助金（5,200円/月）を電子地域通貨で交付 問合せ：《健康教育課 学校給食担当》 TEL：027-321-1294
	高崎市子育てなんでもセンター 対象者：妊婦、乳幼児・児童とその保護者 内 容：子育て中の人や妊娠中の人、1か所で気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点 問合せ：《こども家庭課 子育てなんでもセンター》 TEL：027-393-6101
	高崎市子育てSOSサービス 対象者：市内に住所を有している妊娠期や就学前児童の保護者 内 容：妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることを目的としたサービス ・利用料金250円/時間 問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246
	一般不妊治療費助成事業 対象者：・申請日において高崎市に1年以上住所を有すること（夫婦のいずれか一方でも可） ・専門医療機関で不妊治療を受けている法律上婚姻している夫婦（事実婚を含む） ・医療保険に加入していること 内 容：・自己負担額を助成（上限10万円） ・通算3年間まで 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	生殖補助医療費助成事業（以前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」） 対象者：・生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出を行った保険医療機関において、生殖補助医療を受けた夫婦 ※治療開始時点で法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦（事実婚を含む）であること ・申請日において夫婦の双方またはいずれか一方が高崎市に住所を有すること ・医療保険に加入していること 内 容：・生殖補助医療及び男性不妊治療の費用の一部を助成 治療ステージA・B・D・E、男性不妊治療 1～6回目は上限30万円、7回目以降は上限5万円 治療ステージC・F 1～6回目は上限125,000円、7回目以降は上限5万円 ・助成申請の回数制限及び年齢制限なし ・助成申請は通算回数とするが、出産または死産後の助成申請で回数をリセットすることができる ・申請期限は治療の終了月の3か月後の月の末日（末日が閉庁日の場合には前日） 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	不育症治療費等助成事業 対象者：・既往流死産回数が2回以上の者 ・治療期間及び申請日において婚姻の届出をしている（事実婚を含む）、夫婦の双方またはいずれか一方が高崎市に住所を有すること ・申請日において治療が終了していること ・医療保険に加入していること ・申請期限：治療終了後3か月以内または治療が終了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日まで 内 容：・保険適用外の不育症の診断のための検査及び治療と、保険適用のうちヘパリン治療の自己負担分に要した費用について、年間20万円まで助成 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業 対象者： ・ がん治療等により生殖機能が低下する、または失う恐れがあると医師に診断された方 内 容： ・ がん等治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部を助成する ・ 費用は、保険外診療のみ。治療費助成は1人通算2回まで、凍結保存の維持は年度内1回 上限額： 胚（受精卵）凍結5万円、未授精卵子凍結5万円、卵巣組織凍結5万円、 精子凍結2万5千円、精巣内精子採取術による精子凍結5万円、凍結保存の維持に要する年間費用5万円 ・ 申請期限：治療終了又は中止した6か月後の日の属する月の末日まで、凍結保存の維持を継続した6か月後の日の属する月の末日まで 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	妊婦健康診査費の助成 対象者： 高崎市に住民票のある妊婦 内 容： 私費負担分を最大1万円補助 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	高崎市多胎妊婦健康診査費助成事業 対象者： 妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有し、高崎市が「妊婦健康診査受診票」を交付した多胎妊娠をしている方 内 容： 「妊婦一般健康診査受診票」と「多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業受診票」を使用した際の健康診査費用の自己負担額で、1妊娠あたり10万円まで助成 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	妊婦初回産科受診料助成事業 対象者： 初回産科受診時及び助成金交付申請時において高崎市に住民票を有し、国内の産科、婦人科、産婦人科等を標榜する医療機関を受診した妊婦。 内 容： 初回の産科受診料の額（産婦人科医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用）と1万円のいずれか少ない額を助成 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	新生児難病検査等助成事業 対象者： 新生児の養育者で、当該新生児の出生日時時点で高崎市に住所を有する者 内 容： 血液による難病検査に関する費用の自己負担分について、1万円を上限に助成 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	出産祝い金交付事業 対象者： 次のすべてに該当する者 ①令和8年4月1日以降に出生し初めての住民登録地が高崎市である赤ちゃんを出産した者 ②赤ちゃんの出生日以前から申請日時点において高崎市民であること 内 容： お祝い金として、新生児1人あたり3万円を電子地域通貨で交付 問合せ：《健康課 管理担当》 TEL：027-381-6113
	産後ケア事業 対象者： 高崎市に住民登録がある生後1年以内の赤ちゃんとその母親 内 容： ・ 日帰り型（デイサービス型）：日中を実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる ・ 訪問型：助産師がご自宅に訪問し、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる ・ 宿泊型：実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる ・ 利用回数は最大7回（多胎児は12回）、利用料は日帰り型（デイサービス型）と訪問型は無料、宿泊型は利用者負担で一部を助成 問合せ：《健康課 母子保健担当》 TEL：027-381-6113
	高齢者ごみ出しSOS 対象者： ごみ出しが困難で次の①～③のいずれかに当てはまる世帯 ①70歳以上の方のみの世帯 ②障がいをお持ちの方のみの世帯 ③妊娠期の方や3歳未満の小さな子供がいる世帯で早朝勤務や単身赴任などで家族の協力が難しい世帯 内 容： 週1回決められた曜日に自宅を訪問し無料でごみを収集する 問合せ：《一般廃棄物対策課 管理担当》 TEL：027-321-1253

分類	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	チャイルドシート貸出し 対象者： 次のすべてに該当する人 ・高崎市に住民票があること ・チャイルドシートを利用する子どもが3親等内かつ5歳未満の乳幼児であること 内 容： 2か月以内 赤ちゃんの出生後、貸出希望日の2週間前から予約可能。（空きがある場合のみ） 貸出料は無料。返却時にクリーニング代（3,960円）が必要。 問合せ：《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231
	託児ルーム「かしの木」（子育てなんでもセンター内） 対象者： 生後6か月から小学3年生まで 内 容： ・利用料金300円／時間（上限3,000円／日） ・子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など）、急な用事（冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など）の際に、気軽に利用できる託児ルーム 問合せ：《たかさきキッズサポートかしの木》 TEL：027-393-6103
	託児ルーム「けやき」（群馬支所3階） 対象者： 生後6か月から小学3年生まで 内 容： ・利用料金300円／時間（上限2,000円／日） ・子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など）、急な用事（冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など）の際に、気軽に利用できる託児ルーム 問合せ：《たかさきキッズサポートけやき》 TEL：027-386-6105
	こどもの発達相談 対象者： 市内に住所を有していること 内 容： 発達に不安のある子どもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、18歳を迎えるまで一貫して支援する 問合せ：《こども発達支援課 発達支援担当》 TEL：027-345-5192
	病児・病後児保育 対象者： 未就学児、小学生（施設により異なる） 内 容： 病気の発症から回復期にあり、幼稚園、保育所、認定こども園などに通えないお子さんを施設でお預かりする（病気の発症から対象：7施設、回復期から対象：1施設） 問合せ：《保育課》 TEL：027-321-1246
	放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化 対象者： ・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降であること ・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること 内 容： 対象児童の保育料無料化 問合せ：《放課後児童クラブ支援課 放課後児童クラブ支援担当》 TEL：027-395-5421
	学力アップ大作戦 対象者： 市内の小中学生 内 容： 苦手意識の持ちやすい数学や英語を中心に、放課後や休日に地域のボランティアが子どもたちの学習を支援する取り組み 問合せ：《学校教育課》 TEL：027-321-1293
	くらぶち英語村 対象者： 小学4年生から中学2年生（通年コース） 小学1年生から中学3年生（週末コース） 小学2年生から中学3年生（短期コース） 内 容： 総木造りの寄宿舎で外国人スタッフとともに様々な生活や体験活動を英語で行う山村留学施設 問合せ：《企画調整課 くらぶち英語村担当》 TEL：027-384-4508

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	高校生等通学支援事業 対象者：・定期券の区間が県内のもの。（定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象外） ・高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）など高等学校の3年間に相当する期間に通学する生徒。 内 容：公共交通機関の定期券（その額が1月当たり15,000円を超えるものに限る。）を使用して通学する高崎市に住所を有する高校生等の保護者に対して補助金を交付します。 問合せ：《教育総務課》 TEL：027-321-1291
	奨学資金制度 対象者：・高崎市に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に入学予定又は在学中であること ・学力優秀、品行方正であること ・経済的な理由により就学が困難であること ・日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと ・市税の滞納がない世帯であること ・高崎市内在住で独立して生計を立てている65歳未満の連帯保証人が2名いること 内 容：進学の意欲と能力がありながら経済的な理由で就学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与 ○高等学校、高等専門学校 年額240,000円 ○短期大学、大学、専修学校 年額600,000円 ※貸与期間は入学または在学する学校の正規の修業年限です。 問合せ：《教職員課 学事担当》 TEL：027-321-1298
住宅支援	空き家活用促進改修助成金 対象者：居住目的で空き家を購入する人 内 容：・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で10年以上居住又は使用していない空き家を購入し、住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額250万円）を助成。ただし、対象となる空き家が倉淵地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円を助成。 ・共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	定住促進空き家活用家賃助成金 対象者：空き家を借りる人 内 容：・倉淵地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 ・月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 ・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	空き家事務所・店舗改修助成金 対象者：事務所・店舗等の運営を予定している団体（高崎市内に本店や主たる事務所があること）及び個人（高崎市に住民登録があること） 内 容：・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で5年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額500万円）を助成。 ・ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 ・他人に貸し付け、売却するものでないこと。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	高崎市住環境改善助成事業 対象者：市内に住宅を所有し、そこに居住（住民登録）している本人又は同一の世帯員で、以下の条件に全て該当する方 ・本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいないこと ・本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいないこと ・過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていないこと 内 容：助成対象工事経費の30%、限度額20万円まで助成 問合せ：《建築住宅課 建築担当》 TEL：027-321-1266

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	高崎市移住促進資金利子補給金制度 対象者： 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住宅（当該住宅の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。居住直前に連続して1年以上、住宅を取得した地域以外に居住していたこと。（同じ地域内の住み替えは原則対象外） 内 容： 移住するための住宅取得に際して受けた融資の利子5年分を高崎通貨にて全額補給 問合せ： 《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202
	高崎市ふるさと住宅 対象者： 倉渕地区に定住する意思のある18歳以上の者であり、現に同居し又は同居しようとする親族を有し、かつその他収入等の条件に該当する者 内 容： 公営賃貸住宅 月額26,000～41,000円 35戸 問合せ： 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324
農業体験・就農支援	クラインガルテン（体験農園） 対象者： 農業体験希望者 内 容： 1区画40㎡で年間8,800円。技術指導、農具無料貸出し有。 利用者には、相間川温泉の宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 問合せ： 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 TEL：027-378-3111（代） 《相間川温泉株式会社》 TEL：027-378-3834
	市民農園 対象者： 市内居住の農家でない人 内 容： 50㎡区画で年間7,200円（＊個人開設農園の場合は農園により異なる） 問合せ： 《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260
	高崎市新規就農者研修施設 対象者： 新規就農希望者（45歳未満） 内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間（入居審査会あり） 月額20,000円 79.2㎡×4棟 問合せ： 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-4527
	かがやけ新規就農者応援給付金【新規就農者応援コース】・【就農準備生応援コース】 対象者： 【新規就農者応援コース】 ・今年度、新たに農業経営を開始し、認定新規就農者等となった者またはそれと同程度と認められた者 ・給付金申請日において高崎市民である者 ・市内農地の耕作権を有し、営農を開始する者 ・税務署へ開業届を提出する者 【就農準備生応援コース】 ・今年度、新たに下記内容の就農を開始した者 ・給付金申請日において高崎市民である者 内 容： 【新規就農者応援コース】 新規就農者の安定的な経営の支援策として、本市で新たに独立自営で農業を開始する者で、市が定める農業経営についての計画書を作成できた者に対し、100万円を給付する 【就農準備生応援コース】 就農希望者の一層の就農意欲の増加を図るための支援策として、独立自営就農に向けて、市内認定農業者の元で研修する者、市内認定農業者の親元で就農する者や市内の認定農業者である農業法人等で雇用就農する者に対し50万円を給付する 問合せ： 《農林課 農業担当》 TEL：027-321-1261

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	ブランド商品開発事業補助金 対象者：・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人 ・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体 内 容：市内で生産された農畜産物の新品種、新商品の開発、ブランド化の取り組みに対する経費を補助 4/5以内（上限200万円） 問合せ：《農林課 農業担当》 TEL：027-321-1261
	高崎市地元農畜産物消費拡大事業補助金 対象者：本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体 内 容：地元農畜産物や、その加工品の消費拡大を図ることを目的にイベントに出店した団体に対する経費を補助 問合せ：《農林課 農業担当》 TEL：027-321-1261
その他	高崎市オンライン移住相談窓口 対象者：高崎市への移住を検討されている方 内 容：・高崎市への移住でお悩みの方が、予約やアプリのダウンロード等せずにweb電話で相談できる窓口 ・平日8時30分～17時15分（12時～13時を除く） 問合せ：《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202
	高崎市中小企業就職奨励金 対象者：・学校卒業後1年以内に高崎市内に本社を置く中小企業に就職 ・就職の時点で29歳以下 ・同一企業の就業期間が6カ月を経過 ・市内に住所を有する 等 内 容：市内で使用できる電子地域通貨を10万円分支給 問合せ：《産業政策課 労政担当》 TEL：027-321-1255
	障害者支援ＳＯＳセンター事業（総合保健センター2階） 対象者：高崎市に住所を有している方 内 容：市総合保健センター内にある総合相談窓口。障害のある方やご家族の悩みにワンストップで対応し、適切な助言や関係機関へのコーディネートなど一貫したサポートを行う 問合せ：《障害福祉課 障害者支援ＳＯＳセンターばるーん》 TEL：027-325-0112
	高崎市重度障害児等特別助成（外出助成） 対象者：身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａ判定の手帳を所持する１８歳未満の障害児およびその家族 内 容：重度の障害のある子ども達とその家族がテーマパークなどへ外出する際にかかった費用（チケット代や交通費等）を助成。 １年度につき障害児１人あたり１０万円まで 問合せ：《障害福祉課 給付担当》 TEL：027-321-1245
	外出に係る交通費等特別助成 対象者：小児慢性特定疾病支給認定を受けている子どものうち、重症患者又は人工呼吸器装着者の認定を受けている子どもとその家族 内 容：難病をもつ子ども達がテーマパークなどへ外出する際に掛かった費用（交通費等）を助成 問合せ：《保健予防課 難病対策担当》 TEL：027-381-6112